

2015年12月22日

国別登録簿管理口座保有者 各位

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室
経済産業省 産業技術環境局 地球環境連携室

京都議定書第一約束期間終了に伴う京都メカニズムクレジットの取扱いについてのお知らせ
(CP2 クレジットへの付け替え(繰越し)について)

国別登録簿に口座を開設されている皆様に、第一約束期間の調整期間*の終了後における、適用約束期間が第一約束期間の京都メカニズムクレジット(CP1クレジット)の取扱いのうち、特にCP2クレジットへの付け替え(繰越し)について、下記の通りお知らせ致します。

ここでお知らせする内容は、今月パリで開催された COP21/CMP11 を含むこれまでの国際的な議論の内容に基づいて記載しておりますが、今後変更される可能性があります。

*調整期間とは、第一約束期間の目標達成のため京都メカニズムクレジットの国際的な獲得・移転が可能な期間のことであり、2015年11月18日24:00(UTC)に終了しております。

記

<CP2 クレジットへの付け替え申請について>

- ・2015年8月18日及び9月29日付「京都議定書第一約束期間終了に伴う京都メカニズムクレジットの取扱いについてのお知らせ」でご案内したとおり、2015年11月18日24:00(UTC)(日本時間11月19日9:00)時点で民間企業等の保有口座に残っているCP1クレジットについて、国連気候変動枠組条約事務局(以下、「国連事務局」と言う。)に対してCP2クレジットへの付け替えの申請を行います。
- ・国連事務局に付け替えの申請を行うに際して、付け替え申請するCP1クレジットの我が国全体としての量、及びそれらのクレジットのシリアルナンバーを報告するとともに、ウェブサイトを通じて一般に公開いたします(クレジット種別及びシリアルナンバーのみの公開で口座に関する情報は含みません)。
- ・ただし、日本を含む京都議定書第二約束期間に参加しない国がCP1クレジットをCP2クレジットに付け替えできるかについては、引き続き国際ルールが明確となっておらず、付け替えが認められない可能性があります。その場合、それらのクレジットは取り消されます(時期は未定ですが2016年4月以降となります)。

<2015年11月19日以降に原始取得したCP1 CERのCP2クレジットへの付け替えについて>

- ・付け替えできるクレジットの上限量は2015年11月18日24:00(UTC)(日本時間11月19日9:00)時点で政府及び民間企業等の保有口座に残っているCP1クレジットの量となります。
- ・2015年11月18日24:00(UTC)(日本時間11月19日9:00)より後に原始取得する、適用約束期間が第一約束期間のCDMクレジット(CP1 CER)のCP2クレジットへの付け替えについては、日本政府として付

け替え申請を行った CP1 クレジットのうち、実際に付け替え手続きを開始するまでに取消されたクレジットがある場合に限り、取消された CP1 クレジットと同量を付け替えることとします。この場合、11 月 19 日以降に原始取得した日付の古い順に、取消された CP1 クレジットと同量となるまで付け替えを行います。ただし、このような、取消されたクレジットを代替する付け替えが認められない可能性があり、この場合、2015 年 11 月 19 日以降に原始取得した CP1 CER クレジットは取り消されます(時期は未定ですが2016年4月以降となります)。

- 上記の、取消されたクレジットを代替する付け替えは、付け替え開始前に原始取得した CP1 CER のみが対象になります。付け替え開始後に原始取得した CP1 CER は取り消されます(時期は未定ですが2016年4月以降となります)。

以上

お問い合わせ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 担当:古井、和田、水野

TEL : 03-5521-8354、E-mail: kyomecha-registry@env.go.jp

経済産業省 産業技術環境局 地球環境連携室 担当:長田、武田、荒木

TEL : 03-3501-1757、E-mail: kyomecha-registry@meti.go.jp